



2025 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 サッポロホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 時松 浩
コ ー ト 〃 番 号 2 5 0 1
上 場 取 引 所 東証プライム・札幌
問 合 せ 先 経営企画部長 中村 洋輔
電 話 番 号 TEL 0 3 (5 4 2 3) 7 4 0 7

株式給付信託（BBT）への追加拠出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

サッポロホールディングス株式会社（以下、「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）への追加拠出に伴う第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処 分 期 日	2025 年 5 月 29 日 (木)
(2)	処 分 する 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式 6,000 株
(3)	処 分 価 額	1 株につき金 8,004 円
(4)	処 分 総 額	48,024,000 円
(5)	処 分 予 定 先	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く） 3 名 1,385 株 当社のグループ執行役員 2 名 923 株 一部の当社子会社の取締役（社外取締役を除く） 8 名 3,692 株 (注 1、2)

(注 1) 本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）であります。

株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下、「本信託契約」といいます。）を締結することによって設定されている信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社及び一部の当社子会社に対する役務提供の対価として当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及びグループ執行役員並びに一部の当社子会社の取締役（いずれも社外取締役を除き、以下、「取締役等」といいます。）への給付を行

うために行われるものであり、取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には取締役等を記載しております。

(注2) 取締役等には、本制度に基づき、役位及び業績達成度等により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2016年3月30日開催の第92回定時株主総会の決議に基づき、取締役等に対して当社株式を給付し、中長期的な業績向上と企業価値の増大への意識を高めることを目的に本制度を導入し、その後、2020年3月27日開催の第96回定時株主総会において本制度に係る報酬枠をあらためて設定することについてご承認をいただき、2024年2月14日の取締役会にて本制度を一部改定のうえ継続しております。(本制度の概要につきましては、2016年2月10日付「株式給付信託(BBT)導入に関するお知らせ」、2016年5月10日付「株式給付信託(BBT)の導入(詳細決定)に関するお知らせ」及び2024年2月14日付「株式給付信託(BBT)の一部改定のお知らせ」をご参照下さい。)

今般、当社は、本制度の継続にあたり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出(以下、「追加信託」といいます。)を行うこと、並びに本制度の運営にあたって当社株式の保有及び処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行に設定されている信託E口に対し、本自己株式処分を行うことを決定いたしました。当該処分は、前記1.(5)の(注1)に記載のとおり、取締役等に対して役務提供の対価として当社株式を割り当てる場合と実質的に同一です。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2024年12月31日で終了した事業年度分)であり、2024年12月31日現在の発行済株式総数78,794,298株に対し0.01%(2024年12月31日現在の総議決権個数777,497個に対する割合0.01%(いずれも小数点第3位を四捨五入))となります。2016年2月10日付「株式給付信託(BBT)導入に関するお知らせ」、2016年5月10日付「株式給付信託(BBT)の導入(詳細決定)に関するお知らせ」及び2024年2月14日付「株式給付信託(BBT)の一部改定のお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※追加信託の概要

追加信託日 2025年5月29日

追加信託金額 48,024,000円

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 6,000株

株式の取得日 2025年5月29日

株式取得方法 本自己株式処分を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(2025年4月14日から2025年5月12日まで)の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である8,004円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採

用することが合理的であると判断したためです。

なお、処分価額 8,004 円については、取締役会決議日の直前営業日の終値 7,959 円に対して 100.57%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 3 か月間の終値平均 7,783 円（円未満切捨）に対して 102.84%を乗じた額であり、さらに同直近 6 か月間の終値平均 7,872 円（円未満切捨）に対して 101.68%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上